

## 【令和5年度】小笠原諸島世界遺産地域科学委員会母島部会議事録

■日時：令和5年9月1日（金）16：00～18：15

■場所：母島支所会議室、小笠原世界遺産センター会議室、Web

■出席者：

- <検討会委員> 吉田正人（筑波大学大学院世界遺産学学位プログラム教授）  
 可知直毅（東京都公立大学法人東京都立大学学長特任補佐）  
 荻部治紀（神奈川県立生命の星・地球博物館主任学芸員）  
 清水善和（学校法人駒澤大学総合教育研究部教授）  
 千葉聡（国立大学法人東北大学東北アジア研究センター教授）
- <オブザーバー> 向哲嗣（一般社団法人小笠原母島観光協会理事）  
 門脇脩（小笠原アイランズ農業協同組合代表理事組合長）  
 庄子恭平（一般社団法人小笠原環境計画研究所）  
 織朱實（学校法人上智学院上智大学大学院地球環境学研究科教授）
- <事務局> 環境省…和田慎一郎・伊藤百合香（母島自然保護官事務所）、  
 若松佳紀・松波若奈（小笠原自然保護官事務所）、  
 松岡法明・鈴木郁子（自然環境局国立公園課）  
 植竹朋子・新村靖・橋口峻也（関東地方環境事務所国立公園課）、  
 小林靖英（関東地方環境事務所野生生物課）、  
 林野庁…森満輝・諸星雄二・小池遊喜（小笠原諸島森林生態系保全センター）  
 小笠原総合事務所…柴崎一道（国有林課）  
 東京都…寺尾悟（小笠原支庁世界自然遺産担当）、  
 宇都宮英児・田巻芳則（小笠原支庁土木課）、  
 境敦史・森本真悟（産業課）  
 落合宏行（母島出張所）  
 上中章雄・粕谷保夫・関口史佳（環境局自然環境部緑環境課）  
 小笠原村…石原洋介・安藤武史・井上直美・米塚佐世子（環境課）、  
 伊藤嘉則（産業観光課）、  
 持田憲一（教育委員会）  
 折田五十二郎・清水幸司（母島支所）
- <請負業者> 宮脇侑子・西原美佳（プレック研究所）

（敬称略）

■議題：

- （1）母島部会のこれまでの経緯
- （2）土付き苗の温浴について
- （3）『建設工事等における外来種対策指針-母島版-（案）』について
- （4）母島における今年度の主な事業等
- （5）次年度以降の母島部会について
- （6）その他

■議事要旨（主なご意見など）

- （1）母島部会のこれまでの経緯
  - ・質疑、意見なし
- （2）土付き苗の温浴について
  - ・議論が停滞しているように感じるため、設備の常設化や他手法等の検討、もしくは議論の加

速が必要かと思う。現在の手法に拘らずに一度リセットして方策を考え直してみてもどうか。

- ・温浴処理の利用しづらさ、処理の手間が温浴処理普及の障壁となっているのではないか。殺虫剤の使用など、温浴処理以外の手法についても検討すべきと思う。
- ・処理方法によらず、まずは持ち込みについて問い合わせる必要があり、その点の実効性を高める方法について引き続き検討する必要がある。
- ・土付き苗の持ち込みをゼロにすることは難しいが、温浴処理のようなリスク低減処理については持ち込まれる全ての土付き苗に実施することを目指すべきである。
- ・温浴処理の手間を考慮して、持ち込み自体をやめる人、申告せずに持ち込む人の両方がいるというのが実情ではないか。
- ・温浴障害のリスク等、協力すると損をするのではないかというイメージが島民の間で広がることで、さらなる普及率の低下に繋がる恐れがある。
- ・土付き苗への対策と並行して、種からの栽培や切り花の購入についてもインセンティブを与えるなど、普及していけると良いのではないか。

### (3) 『建設工事等における外来種対策指針-母島版- (案)』について

- ・科学的な観点から見て、問題点や対策については十分に検討されている。今後は現場での実効性担保を中心に議論いただければと思う。
- ・指針案について、本部会後も検討を行うため記載が変更となる可能性があることについて承知した。
- ・小笠原諸島全体で対策が必要な事項について、まずは母島の公共事業からとして検討を行っているという点を改めて認識・共有いただきたい。
- ・科学的に望ましい対策と現場での実現可能性のバランスが良い方法を検討いただきたい。
- ・事業者の外来動植物発見後の対応について、捕獲・記録は必須事項としても良いのではないか。
- ・事業者の負担を減らすために指針の文書自体を理解しやすい明瞭なものとする必要があるのではないか。
- ・対策実施に必要な人工が公共工事費の予算に計上されるよう、調整を進める必要がある。
- ・外来種対策の必要性和意義について事業者に理解いただくことで、対策の実効性が高められるのではないか。
- ・荷物の集積所や船内等で一括の対策が実施できれば非常に効率的かと思う。
- ・島内拡散については本指針の対象とならないのか。母島における外来種対策としては、島内拡散防止も重要であると考えている。
- ・チェックシートを用いた点検実施を通して、事業者が特に注意すべき箇所を文書化することが重要かと思う。
- ・今後の運用の中で事業者の負担を軽減しつつ、重要な部分はきちんと対策が実施されるように調整いただきたい。

### (4) 母島における今年度の主な事業等

- ・現在の母島島内での外来種侵入・分布状況は、外来種対策の必要性に関する説明材料になるかと思う。指針概要版作成の際には外来種対策の必要性についても記載いただきたい。

### (5) 次年度以降の母島部会について

- ・次年度以降の体制案については、事務局提示のとおりで異論ない。
- ・科学委員等の専門的な知識が必要となった際のヒアリング実施等の体制面については、今後整理いただきたい。
- ・検討が必要な課題について整理し、今後も検討を続けていくという点には責任を持って取り

組んでいただきたい。

- ・土付き苗の温浴や外来種対策指針の効果をモニタリングする場も設ける必要がある。
- ・地域連絡会議の主会場を母島に設定することも検討いただけるというのはありがたい。
- ・地域連絡会議の開催前後に母島の参画団体へヒアリングを実施することで、より丁寧な議論が可能になると考える。
- ・土付き苗の温浴実施に関する議論の停滞感については、新たな会議体で検討されることで議論が進展することを期待したい。
- ・新たな外来種の拡散防止についても議論する場があると良い。

## (6) その他

- ・意見・質疑なし

### ■議事録

#### (1) 母島部会のこれまでの経緯

##### <母島自然保護官事務所・伊藤より、資料1について説明>

- ・母島部会のこれまでの経緯について、これまでに部会で扱ってきた事項を振り返る形で説明する。前回部会の主なご意見及び対応方針については参考資料3を適宜参照いただきたい。
- ・母島部会の設置目的は、母島の遺産としての価値の保全に関する事項等について議論する場としている。参考資料1の母島部会設置要綱についても適宜ご覧いただければと思う。母島部会では「人の暮らしと自然の調和」を目指し、生活や産業と関わりが深い地域における遺産価値の保全や外来種対策のあり方などについて議論を進めてきた。
- ・母島部会の体制について、設置当初の2年間は環境省の事業検討会としていたが、その後、科学委員会下部の部会として位置付け、管理機関全体で科学的な保全管理や課題の検討、課題の優先順位付けなどを実施し、専門家の助言を受けながら検討を進めるという体制に移行している。また生活や産業の観点から、母島を拠点とする地域連絡会議参画団体にもオブザーバーとして参加いただいている。
- ・これまでの主な検討事項はp.1に記載のとおりであるが、土付き苗が喫緊の課題として優先的に議論が行われた。また、具体的にできることから優先的に着手するという方針で議論が行われてきた。その後、土付き苗の持ち込み対策や温浴の試行等が行われ、次の課題として工事用資材や車両の移動による外来種の侵入防止について議論を行っている。
- ・p.2では土付き苗のこれまでの検討事項と今後の課題として、部会で挙げられたものを示している。現時点では、昨年までの試行運用結果も踏まえた上で、仮設設備において土付き苗の温浴処理を継続している。本日は、普及啓発による認知度向上および実施体制の変更について報告させていただく。通販等による苗搬入の検出や、土付き苗以外の土そのもの、土が付着した野菜、木材等のリスクへの対応については、部会で課題として挙げられているが、現在議論は行っていない状況である。
- ・p.3に記載している工事用資材や車両の移動等については、後の議題でも詳細を説明するが、まずは各管理機関の環境配慮マニュアル等の内容整理や統合の検討、母島に特化した環境配慮マニュアルの作成について検討を行ってきた。本日は、母島に特化した環境配慮マニュアルとして『建設工事等における外来種対策指針-母島版- (案)』についてご議論いただきたい。また、マニュアルの運用上の課題についても、あわせて報告させていただく予定である。

##### <意見・質疑なし>

## (2) 土付き苗の温浴について

### <母島自然保護官事務所・伊藤より、資料2について説明>

- ・土付き苗の温浴については令和2年春より自主ルールとして環境省が中心となって試行運用を進めてきたが、今年度から受付窓口と当日の作業実施を小笠原アイランズ農業協同組合母島支店（以下、母島農協）に委託を開始した。委託後の温浴実施状況や普及啓発の実施状況について報告させていただく。
- ・土付き苗は外来種の付着・潜入の可能性が高いことがわかっており、村のシロアリ条例によるイエシロアリ生息地域からの苗木の持ち込み禁止など、母島へ持ち込まないことを基本としているが、他の地域から持ち込む場合に温浴による外来種除去を実施するとしている。それにより陸産貝類の生息環境の維持と個体群存続を図るといった長期的な目標を設定している。
- ・苗の購入から温浴処理の流れについては、p.1 下段に図を示しており、令和2年春から昨年度までの暫定運用を図左側のフローで示している。苗を沖港留めで受け取り、購入者立会いのもと環境省職員が温浴処理を行ってきた。将来的なフローとして、施設の常設化や温浴処理の委託が検討されている。今年度、施設は仮設のままであるが、母島農協に温浴実施を試行的に委託しているという状況である。
- ・今年度の実施体制は、p.2 上段に具体的な分担等を示している。購入者から電話を受け付ける最初の窓口及び実施日の調整、当日の作業実施を母島農協が担当するとしている。委託前の実施体制からの変更点は、母島農協は別件で請け負っている配達業務等により、入港日当日の温浴実施が難しいため、実施を入港日の数日から1週間後としている点である。
- ・温浴実施前の苗については、購入者の了解を得た上で環境省にて保管している。温浴実施の方法については変更がないため、説明を省略させていただく。環境省での苗一時預かりについて、現時点ではサイズや苗の数が比較的小規模であるため、p.5 写真1 のとおり室内に設置した移動式の蚊帳の中で保管している。その後の作業については、写真4 のように、母島農協の方に協力いただきながら実施している。
- ・稼働実績については p.8 のとおりで、今年度に入ってから1件、母の日のカーネーションについて依頼を受け、温浴処理を実施した。本件について、温浴処理実施2週間後から苗が徐々に弱り、約1ヶ月後に枯死したとの報告を受けているが、実施から期間が空いているため、苗の枯死と温浴実施の因果関係については不明である。
- ・昨年度までに挙げられていた課題への対応状況については p.9 のとおりで、①の認知度向上と利用促進については、先のとおり母島農協に窓口等を担っていただくことで、認知度の向上や問い合わせしやすい環境作りを目指している。また、小笠原世界遺産センターのホームページに稼働状況と実施概要を写真付きで掲載したり、シロアリ条例の周知と併せて配布物等にも情報掲載をしたりすることで、認知度向上と利用促進を目指してきた。今後は、温浴の利用者や農協で種・島内苗の購入者、つまり土付き苗のリスクに配慮くださった方に対して、お礼として配布するリーフレットを作成する予定としている。
- ・②の小笠原村との連携については、基本的にはシロアリ条例と併せた温浴の普及啓発を実施している。今年度、小笠原村環境課に農業関係で父島から苗を持ち込みたいという相談があった。父島からの土付き苗の持ち込みはシロアリ条例により禁止されているが、温浴処理への協力を前提として例外的に持込を可能とする旨を環境課より説明いただいた。しかし、農業者は苗の購入自体を諦めてしまったようで、その後温浴の申し込みはされていない。③については先に

説明したとおりである。

- ・④の外来種発見時の対応について、温浴処理時に浴槽等から虫が見つかることがあるため、その際の同定・処理等の対応を明確にしていく必要があると考えている。⑤については、母島農協への委託によって作業負担が軽減されたと考えている。

#### <意見・質疑>

- 門脇（母島農協）：今年度から受託事業者として環境省から指導を受けながら、5月に一度温浴を実施したという状況である。作業員・窓口担当者からは、今年度5月の稼働実績については環境省から購入者に直接声かけがあり、購入者が農協に温浴を申し込んだという経緯があると聞いている。5月以降、農協窓口へ温浴に関する相談はない。しかし、別に請け負っている配達業務を通して、島外から通販等で購入したと思われる苗が持ち込まれている状況は散見される。また、先ほどの説明にあった父島からの苗持ち込みについては、木ではなく野菜苗のためシロアリ条例における持ち込み禁止物には該当しないと小笠原村環境課から回答があり、併せてシロアリ条例には該当しないが、温浴実施の必要があるため農協へ連絡をしてほしいという指導があったと認識している。
- 苅部委員：母島島外から持ち込むものについて、可能な限りリスク低減を図るという方針で検討を進めていただいているかと思うが、ははの湯は普及が進んでいない。過去の部会でも何度も意見しているように、温浴処理の利用しづらさが課題なのではないか。実際に持ち込まれる土付き苗のうち、どの程度が温浴実施に至っているのか。温浴の普及が進んでいないのか、土付き苗のリスクが島民に認知されて土付き苗の持ち込み自体が減っているのか、実情を把握している訳ではないが、温浴処理を推進するには、温浴を気軽に使える状況とすることが必須だと考える。温浴処理の負担が大きいということであれば、殺虫剤等の化学薬品の使用についても検討すべきではないか。新たに議論を重ねる必要はあるが、現状を顧みるとそのような検討をすべき段階にあると思われる。本件については、ここ何年も普及が進まないという報告を受けており、自身としてもそれについて同じ意見を言い続けているように思う。以前、温浴処理設備の設置に時間がかかるという説明があったように記憶しているが、設置を待たされてしまうような状態では、気軽に利用しようとは思えないのではないかと懸念している。温浴処理については、重要な防疫手法の一つとして実施いただいているが、実効性が担保できていない状況は非常に残念だと感じる。現時点の手法が最善ではないという判断であれば、他の手法を検討すべき時期にあると思う。今後何年も実効性が担保されない状況が続くのではないかと懸念している。持ち込まれる土付き苗を極力減らすことが理想だが、持ち込みがゼロになることはないと思われる。それならば、持ち込まれる物に対するリスク低減処理は、100%実施を目指すべきだと思う。一部の協力的な方のみが実施してくれていても、他所で外来種が持ち込まれるようでは、対策の目的は達成されない。利用率が低いという事実があるのであれば、普及が難しいという議論を繰り返すのではなく、一度リセットして方策を考え直す時期に来ているのではないかと懸念している。一つの手法に拘り続ける必要はなく、他手法についても検討いただければと思う。
- 門脇（母島農協）：先に発言した父島からの苗持ち込みを諦めたという話については、シロアリ条例には該当しないが温浴処理が必要であるとお話したところ、温浴処理が面倒なので持ち込みをやめたという経緯だと認識している。温浴処理を面倒に思って持ち込みを辞める人もいれば、罰則がある訳ではないので申告せずに持ち込むという人も多くいるというのが実情ではないか。

- 織（上智大学大学院）：今年度5月の稼働実績に関して、カーネーションの枯死と温浴実施の因果関係は不明とのことだが、温浴処理に協力したことで利用者側に不利益が生じる状況は望ましくない。また、そのような噂が広まると、協力しても損をするという印象を与えてしまうだろう。温浴実施の手間以上に、そのようなネガティブなイメージを持たれてしまうことの方が問題だと感じる。普及啓発等を行い、土付き苗ではなく島内で種から育てることにインセンティブを与えることができれば良いのではないか。温浴処理の実施に関する障壁を取り払うことよりも、土付き苗では外来種の持ち込みリスクや温浴障害の可能性も考えられるため、種から育てることがより理想的であるという機運を醸成していく方が良いのではないか。
- 吉田座長：他にも切り花等であれば島外から購入しなくても、島内で育てることができるかと思う。
- 伊藤（母島自然保護官事務所）：土付き苗の温浴処理については、制度面が整備されないと対策の必要性が上手く伝わらないのではないかと、という意見が環境省内でも挙げられている。並行して、種から育てる等の配慮行動にインセンティブを与えることで土付き苗の持ち込み自体を減らす、というアプローチもあると考える。購入を考えている島民の方から、品目が温浴処理の対象となるのか問い合わせを受けたり、造園事業者から工事の際に持ち込む植栽用の樹木について温浴処理が必要か等の相談を受けたこともあり、ある程度は島民にも意識いただけているように思う。
- 吉田座長：他手法を実施することになったとしても、まずは実施について問合せしてみるという段階が必要かと思う。その点については、今年度から農協に委託をしたことで連絡しやすくなったのではという期待もあった。今年度はまだ一件しか実施されていないという状況ではあるが、温浴処理は殺虫剤の使用等と比較すると安全な方法でもある為、もう少し温浴処理の運用を続けていければと思う。
- 石原（小笠原村環境課）：先に発言のあった、父島からの苗の持ち込みについて補足させていただく。本件の苗持ち込みについてシロアリ条例には該当しないという判断には難しい部分があり、シロアリ条例では父島で保管又は育成された植栽用樹木の持ち込みを禁止しているが、植栽用樹木の厳密な定義が整理されておらず、場合によっては該当する可能性もある。今回、農業用の落花生苗を持ち込みたいとの相談であったが、農業振興の観点から特例に近い形でシロアリ条例の持込禁止物からは除外したという側面がある。温浴処理をすることでリスク低減できるため、持ち込んでも良いとしてお伝えした。また、併せて温浴処理による枯死のリスクも伝えたため、手続きや処理の手間だけでなく、苗の枯死リスクを懸念して持ち込みをやめたという可能性もあるかと思う。今回の件では、農協から苗の購入検討者に対して小笠原村環境課への相談を促してもらった結果、環境課へシロアリ条例に関する問い合わせがあった。温浴処理の受付窓口を農協に委託することでより周知が進んでいるのではないかと考えている。
- 和田（母島自然保護官事務所）：温浴処理の認知度について、昨年度母島全戸を対象にアンケート調査を実施したが、認知度は低いという結果となった。手間を嫌って温浴処理を申し込まないという場合もあるだろうが、そもそも取組自体を認識しておらず、知らずに土付き苗を持ち込んでしまうという問題は依然としてあるかと思う。母島農協への委託によって認知度が向上することを期待している。今後も適宜アンケート等によって現状を把握しながら認知度向上を目指していきたいと考えている。
- 織（上智大学大学院）：稼働実績としてポインセチアが記載されていないことを疑問に思った。土付き苗温浴の検討当初に、母島ではクリスマスにポインセチアを購入することもできないの

かという意見があったように記憶している。実際に土付き苗の購入はあるものの、温浴処理が実施されていないということなのか。

- 吉田座長：実情として温浴処理をせずに土付き苗が持ち込まれている可能性は否定できない。小笠原村環境課に問合せのあった農業苗の持ち込みについて、結果としては温浴処理の申し込みは無かったということだが、環境課に問い合わせがあったという点で一步前進したかと思う。これまで検討を重ねてきた経緯も考慮して、完全に他の手法に移行してしまうのではなく、温浴処理の普及に向けて認知度の向上を図っていただきたいと思う。
- 苧部委員：厳しい言い方になってしまうが、同じ議論を繰り返しているだけのようを感じる。同じ方向性そのまま議論を続けていて改善の見込みはあるのか。現状上手く運用されていないなら、根本的な部分を解決する必要があるかと思う。認知度の低さが解決されただけで温浴処理が普及するのか。手間が問題になっているのであれば、施設の常設化や他手法についても検討する必要があるのではないか。土付き苗の持ち込みへの対応は、管理機関が日々外来種対策に追われる中で、これ以上外来種を増やさないために検討を進めていると認識している。同じ議論を繰り返すばかりで、実効性が担保されていない状況が続くことは望ましくない。薬剤処理等の他手法に移行すれば、薬剤使用による影響等を新たに議論する必要が出てくる。いつまでも同じ議論を続けることになるくらいならば、一度白紙に戻して検討した方が良いのではないか。議論が形骸化しているように感じる。
- 吉田座長：温浴処理によって土壌生物が死滅することが確認されており、外来種対策手法としては問題ないと思われる。苧部委員の意見については手法そのものではなく、処理の実施自体が普及していないという社会的な側面についてのご指摘と理解している。手法が何であっても、持ち込みの際の申告や問い合わせは必要なプロセスであるため、その部分に実効性を持たせるための検討を進めているとして認識いただきたい。
- 苧部委員：現在の検討方針について承知したが、状況が進展していないことが問題だと感じる。これまでの検討によって稼働状況が改善しているのであれば良いが、過去の実施件数を見ても状況が改善しているようには思えない。島民に何が実施の障壁となっているのかをヒアリングして、利用が進むような実施方法に変更していく必要がある。島民に受け入れられておらず実効性がない状態であれば、対策が全く機能していないという評価になってしまうのではないか。外来種の侵入リスクへの対応について、試行を進めている点は評価すべきだと思うが、試行結果をフィードバックして現時点の手法に見切りをつける、もしくは検討を加速させる必要がある。
- 吉田座長：母島部会は今年度で終了となるため、苧部委員の実際に利用されていなければ対策の実効性が無いというご指摘は重く受け止め、他会議に引き継いでいただきたい。

### (3) 『建設工事等における外来種対策指針-母島版- (案)』について

#### <母島自然保護官事務所・伊藤より、資料 3-1、資料 3-2 について説明>

- ・母島部会設置以前の検討経緯については、p. 1 に記載のとおりである。
- ・p. 2 に母島部会における本指針の検討経緯を記載している。母島部会において工事用資材や車両の移動による外来種侵入対策の必要性が共有され、令和 2 年度にかけて、建設業者等へのヒアリングにより資機材等の移動リスクを把握したほか、各機関が使用している環境配慮マニュアル等の状況整理を行った。その結果、既存マニュアル等の統合及び母島に限定したマニュアル等の作成を目指す方針を確認した。これをもとに令和 3 年度に初案を作成したが、既存マニ

マニュアル等の統合を目指した結果、各機関の既存の環境配慮指針等の内容を全て拾い、上位に位置づけるような指針の作成を目指すと、内容として実現性の低いものとなってしまうたり、個別の事業単位で見た際に重要な内容が抜け落ちてしまったりする点が課題となった。これを踏まえ、令和4年度には取りまとめ方針を変更し、既存マニュアル等の統合ではなく、母島に限定したマニュアルの作成に力点を置き、各機関の小笠原全体の環境配慮事項に、母島版を追加的に添付することとした。

- 本年度は母島部会の最終年度となっている。検討の過程で、外来種対策として科学的に必要な観点はある程度整理されたものの、実際の運用上の課題や検討事項はまだ残されている状況であるため、母島部会において科学的な見地からご意見をいただくのは今回が最後となるが、関係機関としては今後も運用面の検討を重ね、修正を加えていく可能性がある。よって、本日提示する指針案は「部会最終案」としている。どのような運用上の課題があるのかについても、確認いただきたい。
- p.3に指針の目的、対象、運用のイメージを記載している。本指針は、母島で実施される公共事業を対象とした共通指針であるが、将来的には民間事業にも展開されることが期待されることから、民間工事にも準用を促すこととしている。既にある小笠原諸島共通の配慮事項に加え、母島特有の配慮事項をまとめたものを想定している。外来種全般の侵入・拡散防止を目的とするが、特にプラナリア類・アリ類の侵入防止に重点を置いた内容としている。
- p.4,5に指針策定にあたっての基本方針を記載している。p.4には理想的な対策と現状、p.5には資機材の搬入状況や搬出地・搬入地の現状を踏まえ、現実的に取り得る対策を整理している。新たな外来種の侵入防止のためには、理想的には新品資機材の使用や、新品が難しい場合には搬入前の洗浄やくん蒸が必要である。一方で、毎回新品を用意することは不可能であり、理想を追求すれば多くの資機材がくん蒸や洗浄の対象となる。搬出地である内地や父島では、資機材の種類や対応事業者が多岐にわたり、一律の対応は難しいと思われる。拠出地でどこまで対応可能か、どこまで対応を求めるかという点は、関係機関の中でも意見が分かれているため、本日ご意見いただきたい。母島での対策については、搬入地が沖港に限られるため、沖港での目視点検等の対策実施が考えられる。
- p.6のとおり、資機材のリスク別に分類したリスク評価フローを作成した。新品の資機材を使用した際にはリスク低とするなど、資機材の新品・中古や搬出時の状況を事前に把握、整理することを想定している。このフローをもとにリスク高・低を分けて、それぞれ母島への持ち込み時に対応を行うとしている。リスク高として母島へ搬入されるものについては、遺産事務局の立ち会いのもと、目視点検となる。内地から搬入する資機材については、新品であればリスクは低いと判断する。中古の仮設材や、機材・車両の場合は、リスク高となるが、もし搬出地での点検や洗浄が可能であれば実施いただき、実施できた場合にはリスク低とする。
- 右側に父島から搬入する資機材のフローを記載している。父島にはニューギニアヤリガタリクウズムシが生息しているため、父島での使用・保管歴によってリスクの高・低を分類している。点検や洗浄等の対策が確認できれば、屋外使用したものでもリスク低となり、以降は内地からの搬入と同じ流れとなる。遺産事務局の立ち会いが無い場面で生物を発見した場合、去年までの案では事業者が同定することとしていたが、外来種対策デモンストレーションの結果等を踏まえて対応を見直し、右上のオレンジ色の吹き出しに記載のとおり、まずは遺産事務局に連絡いただきたいとしている。
- p.7には、p.6のフローに対応して、外来種対策として実施すべき対応事項、運用上の課題を整



理している。対応事項については、必須事項と努力事項を整理しており、今後内容が整理できれば、指針の概要資料あるいは仕様書の別添資料として活用することも検討している。

- ・ p. 8 以降には、昨年度部会以降の検討状況を整理している。昨年度部会以降、外来種対策としての有効性確保と指針の運用にむけた体制整備の2つの観点から検討を進めてきた。有効性確保のための検討については、有識者ヒアリングとしてプラナリア類・アリ類侵入防止の観点から千葉委員および国立環境研究所の五箇氏にヒアリングを行った。ヒアリング結果の詳細については、参考資料4に記載している。
- ・ また、右側の運用にむけた体制整備のための検討では、②の外来種対策デモンストレーションとして、路面補修工事1件を対象に対策の試行と事業者の方への意見聴取を行った。⑤の該当案件調査では、昨年度母島で実施された公共工事を対象として、特に点検等が必要と考えられる中古資機材の搬入状況等について、関係機関から聞き取り調査を行った。
- ・ 外来種対策デモンストレーションの結果概要については、p. 9に記載している。母島における路面補修工事1件を対象に、先ほどのp. 6のフローに沿って資機材の仕分けから母島での点検、島内拡散防止の作業までを行い、事業者を実施可能性について伺った。実際には新品資材ばかりの工事であったが、デモンストレーションとしてリスク高を想定した点検を実施した。実施した事業者からの意見として、p. 9左上の写真にあるとおり、ほとんどの資機材は共勝丸への積込前、内地のヤードで他の様々な荷物と一緒に保管されており、内地や父島で公共工事のみが対策を実施することにどれだけの意味があるのか、といった指摘があった。加えて、事業者の方にとってリスク高・低の仕分けや目視点検など、生物の特徴を念頭に置いた判断は難しく、洗ってください、トラップを置いてください、駆除剤をかけてください、といった具体的かつ一律の対応が決まっていたほうが、動きやすいとのことであった。
- ・ p. 10に記載している該当案件調査については、令和4年度の1年間に母島で実施された公共工事を対象に行った。評価フローでリスク高に該当する可能性のある中古資材及び機材の持ち込み状況について調査を行った。また、昨年度より外来種持ち込みリスクの度合いや対応可能性が不明確とされてきた砂・碎石・土砂等についても、持ち込み状況を調査した。
- ・ p. 11のとおり、昨年度に母島で実施された公共工事は40件であった。発注側の体制として、契約部署や監督部署が母島にない工事が17件あり、母島での点検実施が難しい場合も多いことが示唆された。
- ・ p. 12のとおり、公共工事計40件のうち、島外からの中古資機材の持ち込みは9件、仮設材の持ち込みは5件あり、ほとんどが関東地方からの搬出であった。少なくとも昨年度については、プラナリア類の付着が懸念される沖縄方面からの資機材の持ち込みはなかったという結果であった。砂・碎石等の持ち込みについては、島外からの碎石の持ち込みが12件、砂が1件であり、土の搬入はなかった。碎石の多くは、工事期間外にまとめて搬入され、工事期間に入ってから事業者が自社のストックを少しずつ使っているとみられる。また、碎石についてはほとんどが鳳生丸で沖港より搬入されているということが明らかとなった。
- ・ p. 14以降に、指針の対象、対策の内容、指針の運用、指針のとりまとめ・普及に分けて、これまでの各調査等の結果、外来種対策指針への反映状況、今後の検討課題についての整理を記載している。
- ・ まず、指針の対象について説明する。昨年度部会での意見を踏まえ、外来プラナリア類に加え、外来アリ類の対策も重点対象とする方針とした。内地から搬入される荷物の多くは関東地方が搬出地となっていることがわかったため、プラナリア類の対策については、現在プラナリア類

の生息が確認されていない内地（東京）での対策は重要性が低く、すでにプラナリア類が生息している父島からの荷物への対策が重要と考えられる。一方で外来アリ類については、東京の港湾部で最もリスクが高いとの指摘があった。このため、内地では外来アリ類、父島では外来プラナリア類について、特に警戒して対策を行うという仕分けを行った。

- ・砂・採石の扱いについては、専門家ヒアリングの結果、いくつかの生物の付着リスクがあることがわかった。しかし、これらの品目は目視点検が難しく、また対策として有効な薬剤処理や高温処理には大規模なコストや設備を要する。さらに、工事単位での搬入がないため、案件ごとに発注者が指導をするのが難しいということが明らかとなった。以上から、砂・砕石については今回のフローにもとづく対応は困難であり、対象から外すという判断を行っている。
- ・対策の内容について、搬出港での実態は公共事業に限らず、一般荷物等も含めて全てのものが屋外に仮置きされており、また船内でも隣接して積載されていることから、特に内地・父島の対策については、個別の事業のみで洗浄や点検を強化しても意味が無いのではないかと、港での定期的なモニタリングや、船内での一括くん蒸や点検など、より効率的な事項も検討すべきではないかとの意見があった。これらの状況を踏まえ、現状としては母島における目視点検のみを必須事項とし、他の内地や父島での対応については努力事項とするとともに、今後より効率的な対策内容を検討することとしている。
- ・p. 17 の図は指針（案）での対策を検討している事項と、未検討事項を示している。個別の工事案件ごとに対応いただく洗浄や点検のタイミング、実施可否は議論されてきた一方で、港でのモニタリングや、港湾部での駆除剤等の散布、事業者への配布など、場所単位の対応については、議論がされてきていなかった面がある。事業者の負担をより軽減することができ、また他の荷物への展開も期待されるような対策については、実施可能性を確認した上で、今後点検体制などを事務局で検討していきたいと考えている。
- ・指針の運用について、これまでは現行の指針案を提示しながら島内業者へのヒアリングを実施してきたが、今後は具体的に仕様書に反映したり、概要資料を提示したりしながら、丁寧な説明と実施可能性の確認といったプロセスが必要と考えられる。また、昨年度のデモンストレーションに準じた、一部工事での試行と意見聴取を重ねることも検討していきたい。加えて、外来種リスクなどある程度専門的な知識を要する点の判断、フローに沿った対応が難しい場合の判断をどのように行うのか、また必要物品を誰が用意するなど事業者と行政機関の役割分担についても、今後調整が必要となっている。
- ・最後に、とりまとめと普及について、本指針は将来的には広く島内工事への展開、また民間事業者への展開も想定しており、内容をよりわかりやすく整理するとともに、民間工事等へも普及可能な内容とし、発信していくことが課題となる。資料最終ページには、改めて今後の検討事項を列記している。まずは、今回指針に反映した内容について、外来種対策の観点で有効な内容となっているか確認いただきたい。また現行の記載内容の実施可能性について、適宜関係機関からも補足いただきたい。

#### <意見・質疑>

- 落合（小笠原支庁母島出張所）：3点補足させていただく。1点目は部会最終案の取扱いについて。試行に向けて詰めるべき点が沢山あるが、いずれも管理機関内で検討すべき内容なので、運用していく上での課題を中心に実務的に検討していく。その中で修正や改善が必要になることもあるため、部会最終案はあくまで現時点での案で、今後変わる可能性があることを前提に

ご覧いただきたい。2点目は、事業者の過度な負担が懸念されること。東京都には約20年運用している環境配慮指針があり、それを活かしつつ新たな指針にも対応するため、工業者に過度な負担が生じないよう工夫が必要である。新たな指針は紆余曲折あり、沖港での対策よりも、その手間の内地や父島での対策の強化が重要というご指摘があつてフロー図にも書かれているが、実現に向けていろんな課題があり、現時点で義務化されるのは母島での目視点検となっている。母島出張所が発注する工事は、現在も全ての資材の搬入時に職員が全て目視点検を行っており、都の環境配慮指針と新たな指針との違いがあまり無くなってきている。外来種対策の重要性は言うまでもないが、母島でも今後、都営住宅の建替や土砂災害の対策等の重要な工事がある中、工業者の負担が重くなりすぎて契約が不調になる、工事が進まなくなるのは本末転倒なので、どうバランスをとっていくか、効率的なやり方も含め今後管理機関内で検討していく。3点目は、外来種対策の中での指針の位置付けを確認しておきたい。母島に特化した指針がないという問題認識から検討が始まっているが、脅威となる未侵入の侵略的外来種は沢山あり、それは小笠原全体の問題である。この間、母島に特化して検討してきた結果、母島だけでできることの限界も見えてきた。例えば、船には父島と母島の荷物が混載され、母島行きの荷物だけの対策にどれほど意味があるかなど。工事用資機材を介した外来種の侵入防止は、対策の一つであつて、他の侵入ルート対策も講じていく必要がある。指針の運用には工業者の理解協力が不可欠であり、いろんな侵入ルートが考えられる中で、公共事業だけ厳しくチェックされ他がノーチェックという見方をされてしまうと、なぜ工事だけがという疑問につながり、現場の作業員の方々のモチベーションにも影響する。指針の本当の意味で実効性というのを考えたときに、小笠原全体で取り組んでいるという機運も重要だと思う。

- 石原（小笠原村環境課）：指針の検討にあたり、小笠原村の工事担当技術者にもヒアリングを実施していただいた。搬出地での洗浄や点検については、仕様書に盛り込んだ上で工事予算にも反映できれば、基本的には実施可能だと考えている。おがさわら丸や共勝丸の本土側の港での一括対策は効果的だと思われるため、ぜひ実施いただきたいと考える。指針運用にあたっては発注者・受注者の負担が増えるかと思うが、遺産管理だけではなく、農業害虫等の防止にも繋がるため、今後も試行的に検討を重ねていければと思う。最初から完璧な形で対策を実施しようとするのではなく、リスクの高い部分を重点的に進め、実効性や効率性についても検討していきたい。公共工事での試行で得られた知見を他の工事や各種産業での資材搬入等にも広げていければと思う。
- 伊藤（母島自然保護官事務所）：委員の皆様には特に、評価フローの部分が科学的な観点から見て有効であるかについて意見をいただきたい。
- 可知委員：科学的な観点から言えば、必要な要素は全て盛り込まれていると感じる。今回の指針案に追加して対策が必要という訳ではなく、今後いかに実現していくかという点を現場の関係者が考えていくことが重要だと感じた。
- 荻部委員：科学的な観点では、問題点や対策について十分に検討されているように思う。ただし、説明にもあつたとおり、本来小笠原諸島全体で検討すべきことを、まずは母島をモデルとして整理している段階であることは意識いただきたい。本件は東京都を始め各機関に尽力いただいておりますが、また遺産地域として外来種対策を実施していくべきとして整理していただいているかとは思いますが、現場での実現可能性も重要かと思う。実際の現場では運用できない絵に描いた餅とならないようにしてほしい。科学的に見て望ましい対策と現場での実現可能性についてバランスの良い方法を検討いただきたい。

- 清水委員：資料3-1の p.7に記載されている⑦の外来動植物発見後の対応について、外来種の捕獲や記録については努力事項となっているが、可能であれば必須事項とした方が良いと感じた。この部分は重要性の高い項目かと思う。「捕獲」と表現すると難しく感じるかもしれないが、資料3-2の p.31に記載されているような方法であればそれほど難しくはないかと思う。
- 千葉委員：事業者の負担を少なくするという観点では、指針案自体を見やすくするという点も重要かと思う。字や写真・イラストを大きくする、文章を読まなくても、図や写真、イラストだけで直感的に内容が分かるような工夫があってもいいのではないかと思う。事業者からすると指針を読むことも大きな負担になるかと思う。
- 吉田座長：千葉委員のご指摘のとおりかと思う。指針そのものが分厚い文書になってしまうため、現場で持ち歩きやすいようなサイズで、掲載する写真も大きくすれば実効性の担保にも繋がるかと思う。母島への新たな外来種の侵入防止においては、父島や内地における土落としと洗浄が要になるかと思う。最終的には母島での目視点検が主になるとしても、沖港で洗浄を行うことは現実的ではないため、船への積載前に土落とし、洗浄をする必要がある。この点について、何かご意見があれば伺いたい。
- 織（上智大学大学院）：自身も工事現場の方から、費用面の課題、特に人工が増えてしまう部分に抵抗を感じているという話を伺った。受発注者の関係で言えば受注者、さらには下請けになればなるほど、負担が大きくなってしまいかと思う。発注者が対策の重要性を理解し、必要な人件費をきちんと計上することが必要だと思う。現場での実効性に加えて、予算措置も含めて検討・調整を進める必要があるかと思う。また、実際の現場で点検を行う作業員に対策の必要性を意識してもらうことも重要である。対策実施が遺産価値の保全に繋がる、外来種を見逃してしまうとどのような問題に繋がるのかという点を事業者にも意識してもらうことが、対策の実効性を高めるために実は最も効率的な方法なのではないかと思う。講習会や事前手続きが意識づくりの場として想定されているのかもしれないが、この点についてもきちんと検討してほしい。
- 清水（小笠原村母島支所）：母島での対策は目視点検のみということであれば、あまり費用はかからないのではと思う。また、内地からの搬入についてリスクがあるということであれば、小笠原の集積所や船の貨物ヤードなど、荷物が集まる場所で対策をすれば良いのではないかと思う。工事事業者や海運等に対策実施を依頼できれば効率的なのではないかと考える。
- 庄子（小笠原環境計画研究所）：本指針で目指しているのは島外からの外来種侵入防止のみなのか、それとも島内での外来種拡散防止も対象としているのか。現状運用している各種指針の効果で拡散のスピードは抑えられてはいるかとは思いますが、島内で様々な外来種が拡散され、依然として跳躍分散が起きている現状を目の当たりにしていると、現状の指針だけではどこかに対策の抜けがあるのではないかと思う。今回の指針が島内拡散も対象とするのであれば、現状の各種指針で対応できていない部分を補完できるような内容になっているのかということ伺いたい。また、島内拡散については対象にしないということであればその部分について、今後何か対策を講じていく必要があるのではないかと思う。
- 吉田座長：自身の理解では、本指針は島外から島内への持ち込みに関するものと認識しているが、事務局から何か補足事項はあるか。
- 伊藤（母島自然保護官事務所）：検討開始当初は対象を広く設定していたが、実現性を高めていくために対象を絞り、現在の案では侵入防止対策に重点を置くこととしている。指針の「外来

種対策実施にあたっての参考情報」には、島内拡散を防止するための情報としてヤード内での資機材の置き方などの情報も整理しているが、必須の対応事項とはしていない。指針案では、定期的な講習の実施を想定しているため、そこで島内での外来種拡散状況を伝えるなどすることで、島内拡散防止に寄与することもできるかと思われるため、今後詳細を検討していきたい。また、清水委員から外来種の捕獲や記録についても必須事項とすべきではないかというご意見があったが、事業者の方に話を聞くと、資機材が運び込まれた当日の午後、半日のうちに資材ヤードへの運搬・工事作業が行われるなど、かなりタイトなスケジュールで動いているようであり、捕獲や記録を必須事項とすることは難しいように感じる。手間が増えてしまうことで、報告自体を後ろ向きに感じてしまう可能性もあるとのご意見をいただいている。また、外来種が見つかったときに資機材の移動を制限できる権限があるわけでもないため、外来種を発見しても作業がそのまま継続されることはある程度致し方ないと考えている。最低限、発見当日中に連絡いただければ、その後は環境省や遺産事務局で現場を見に行くというイメージで指針を整理した。

- 吉田座長：実際の点検方法としては、短時間で効率的にリスクのある箇所を意識して点検できるように、資料3-2の p.24,25 のとおりチェックリストを見直しいただき、点検事項を一つずつ潰していけるようにしている。点検するための人員を確保する時点で、工事業者の負担にはなってしまうかと思うが、チェックシートを工夫するなど、できる限り負担を軽減する方法にはできているかと思う。また、チェック作業を行うことで、特に注意すべき箇所を確認・記録する、つまり情報を文書として残すことが重要かと思う。今回の指針案について試行を重ねる中で必須の点検箇所や対策の不足を明らかにするなど、事業者の負担をできる限り軽減しつつ、重要な対策についてはきちんと実行いただけるよう、修正していただければと思う。部会場で指針案について説明いただくのは今回が最後となるが、今後運用面での実現可能性を高めるために関係機関で検討を重ねる予定であるため、指針の記載については変更となる可能性があることはご承知いただきたい。
- 可知委員：承知した。運用に向けての検討をぜひお願いしたい、また、検討にあたって研究者としての意見が必要であれば、我々も引き続き助言をさせていただきたいと思う。

#### (4) 母島における今年度の主な事業等

##### <母島自然保護官事務所・伊藤、和田より、資料4について説明>

- ・昨年度の基礎資料集や、地域連絡会議及び科学委員会で提示した事業説明資料から、母島における遺産事業を抽出し、一部更新の上、資料4としている。時間の都合上、特に重要な事業のみ口頭説明させていただく。
- ・p.7の母島島内での外来種の拡散状況について簡単に報告させていただく。エリマキコウガイビルについては、2014年に母島の評議平で発見されて以降、年々分布が拡大しており、昨年度新たに南崎の遊歩道入口でも確認された。今後遊歩道沿いの分布拡大が懸念されている状況である。アジアベッコウマイマイについては、資料にはまだ反映できていないが、今年度6月に新たに東港で生息が確認されている。また、蝙蝠谷の農業団地でも生息が確認された。これらの分布状況については陸産貝類保全ワーキンググループにて詳細を報告させていただく予定である。
- ・p.8のツヤオオズアリ防除対策の状況について、2015年から母島で全島的な分布調査を行い、その後各機関で対策を行ってきた。今年の3月に4年振りに北港で生息が確認され、対策強化

を図っているところである。母島の南崎については、2016年時点の推計生息範囲が14.4ha程度だったのに対し、昨年度末時点では8.8haと生息範囲が縮小しており、今後も対策を継続していければと考えている。

- ・p.12以降に掲載しているオガサワラカワラヒワの保全事業について情報共有させていただく。オガサワラカワラヒワの営巣に影響を与えるネズミについて、向島ではベイトステーションを設置し、対策を行ってきた。p.13のとおり、昨年からは平島でも対策が開始され、また他の属島についても東京都による対策の実施が検討されていると伺っている。域外保全についてはp.13に記載のとおりである。

#### <意見・質疑>

- 吉田座長：島内での外来種対策に尽力いただいているが、跳躍分散が確認されるなど、難しい状況にある。事務局から説明のあったエリマキコウガイビルやアジアベッコウマイマイ、ツヤオオズアリは、先に織教授から意見のあった外来種対策の必要性を説明する材料になるかと思う。外来種が侵入し生息域が拡大すると、陸産貝類をはじめとする遺産価値だけではなく、生活環境にも大きな影響が生じる。外来種対策指針の概要版を作成する際には、そのような外来種対策の必要性についても記載いただきたい。

#### (5) 次年度以降の母島部会について

##### <母島自然保護官事務所・伊藤より、資料5について説明>

- ・母島部会は設置要綱のとおり、5年毎に見直しを行うこととしており、今年度、部会の継続、検討事項等について検討を行うことになっている。多くの遺産関連会議が父島や内地会場を中心として開催されている中、母島の課題について議論する場が必要だという意見があり、母島部会が設置された経緯がある。
- ・令和4年度に今後の母島部会の継続及び検討事項等について意見聴取を行った。主な意見としては、土付き苗の温浴や外来種対策指針の効果を継続的にモニタリング・評価するプロセスが必要であること、科学委員会下部として位置付けるよりも地元の方が中心となり、必要に応じて専門家が同席するような体制の方が良いのではないかとのことであった。また、母島を中心として議論を行う場は必要だが、新たな外来種の侵入防止など小笠原諸島全体で議論が必要なものについては別途議論の場が必要だという意見もあった。また今後指針に基づく対策が実施され、将来的に民間工事にフィードバックする段階になれば、その議論を行う場も必要だろうという意見もあった。
- ・関係団体の希望については、本日ご意見を伺いたいと考えている。事前にお話を伺った範囲では、個別具体的話題も多いため、毎回地域関係者全員が集まる必要はなく、関係する団体のみ参集する場としても良いのではというご意見や、(父島や内地メインで進行され)母島はWEB出席となる会議も多いが対面で集まる場も必要ではないかというご意見をいただいた。また、遺産関係の会議は、出席者が希少種保全や自然環境を主に扱う団体や行政機関に偏りがちであるため、それ以外の視点から意見を頂戴することも重要ではないかという意見があった。
- ・以上を踏まえると、対面での議論の場は継続して設けるべきかと思うが、具体的な検討事項についてはまだ抽出されていないという状況かと思う。状況をふまえ、科学委員会下部の母島部会については、今年度をもって終了する想定としている。関係団体の方に関わる議題については、地域連絡会議の議題として扱うことを基本にしたいと考えている。母島においても対面で

議論したいという意見については、過去にも実施されていたように地域連絡会議の主会場（司会進行・資料説明者が参集する会場）を父島・母島と交互にするなどの方法を検討していきたいと考えている。また、地域連絡会議前には関係団体に意見照会をさせていただき、議論が必要な事項が挙げられれば、事前に島内で対面の議論を行う場を設けるなどの対応ができればと考えている。

- ・現状議題としている事項の今後の扱いについて、小笠原諸島全体に関わる議題は事務局で検討を続けつつ、普及啓発や取り組みの実施体制については現地事務局会議や地域連絡会議等、既存の会議を活用しながら議論を続けていきたい。また、外来種対策指針の検討等、科学的な観点から助言が必要な場合には、科学委員から個別に意見をいただく等の対応になるかと思う。また、事業の方針等について大きな変更点があれば、科学委員会で報告する等の対応を行いたい。これまで部会で扱ってきた議題については、今後も検討を続けていく想定である。

### <意見・質疑>

- 可知委員：今後の方向性について異論ない。
- 荻部委員：事務局や地域連絡会議に議論を引き継ぐということであれば、専門的知識が必要な場面でどのようにヒアリングを行うか等、具体的な体制について今後きちんと整理していただきたい。また、母島部会で議論してきた部分が中途半端な状態で終わらないよう、今後も議論を続けて実効性を高めていくという点は、責任を持って取り組んでいくべきことだと思う。
- 清水委員：母島部会という形で議論を継続していくことは難しいと感じている。オガサワラオオコウモリの農業被害、オガサワラカワラヒワ保全のための有人島におけるネズミ駆除など、母島で議論すべき問題について、母島住民が相談する場、母島が中心となる議論の場は必要と感じる。事務局提示の体制案で問題ないかと思う。専門家の意見が必要な際には適宜ヒアリング等を実施するという事で問題ない。
- 千葉委員：体制案について異論ない。ただし、温浴や外来種対策指針の効果を継続してモニタリングしていく場は設けていただきたい。外来種対策指針については、時間をかけて作成しておきながら、実行には移されないという状態は避けるべきである。残念ながら、過去にはそのような状態に陥ってしまったものも多くあったように思う。事業や取組の継続性を重視していただき、部会で作り上げたものがどのように活用され、効果があったのか、効果検証する場は設けていただきたい。
- 伊藤（母島自然保護官事務所）：担当レベルとしての意見ではあるが、外来種対策指針については、今後大規模に運用を開始するというよりは少しずつ試行を進めていくという段階であると思うが、その状況を科学委員会や地域連絡会議で報告できるように意識していきたい。また、事後モニタリングについても現状では具体の体制は見えていないが、今後検討していきたい。継続性や効果検証については、母島のみを対象とした場を設けるか、小笠原諸島全体での議論の中で取り扱うのが良いか、事務局内で検討していくことになるかと思う。
- 吉田座長：科学委員会下部母島部会として検討を行ってきた経緯もあるため、今後の運用状況については地域連絡会議だけでなく科学委員会にも報告していただき、委員から助言をできる場が必要という意見かと思う。事務局にはその点、留意いただきたい。
- 織（上智大学大学院）：基本的な方針について問題ない。地域連絡会議についてかつて主会場を母島と父島で交互に設置していたかと思う。コロナ禍等もあり、いつの間にか父島ばかりが主会場となってしまっていたが、定期的に母島の方の意見を聞く場を設けることは非常に重要だ

と思う。また、千葉委員から指摘のあった、これまで母島部会で検討してきた土付き苗の温浴や外来種対策指針の施策評価についてもしっかり行っていただきたい。また、これを機会に母島の関係団体の方にもより丁寧にヒアリングを実施するようであればと思う。地域連絡会議の主会場を母島とする際には、会議の開催前後にヒアリングを行い、母島の関係団体の問題意識を把握することで、よりきめ細やかな議論ができるのではないかと。

- 門脇（母島農協）：事務局案について問題ない。母島部会においては、委員からも地元寄り添った意見を頂戴し、感謝申し上げたい。Web参加では意見を伝えづらい場面もある。1回ごとに主会場を入れ替えることは難しいかもしれないが、適宜母島を主会場として地域連絡会議を開催いただけるとありがたい。
- 庄子（小笠原環境計画研究所）：母島部会として、外来種指針作成に尽力いただきありがたく思う。島内拡散に関しては外来種対策指針の対象外ということで、陸産貝類保全ワーキングにて議論されているが、なぜ島内拡散が起きているのかという根本原因については議論されていないと感じる。新たな外来種に関しては侵入後の拡散防止も重要であり、島内拡散についても議論する場があればと思う。
- 向（母島観光協会）：苅部委員からの発言にあった、土付き苗の温浴に関する議論が停滞しているという意見には賛同する。一度ゼロベースで考えてはどうかという意見についても肯定的に捉えている。今後部会とは異なる場で議論を進めていくということで、新たな参加者も含めて再考いただければ、議論が進展するのではないかとと思う。
- 田巻（小笠原支庁土木課）：外来種対策全体として考えた場合、公共工事による新たな外来種の持ち込みはあくまでも数ある侵入ルートの中の一つである。他の侵入ルートが数多くある中で、母島部会の議論としてはまずは公共工事から取り組んでいく、と整理したことを示す必要がある。他にも対策が必要ではあるが、実現性と兼ね合いで部会ではここまでの議論が限界であり、まだ課題が残っているということを明確に示して他の会議体での議論に引き継いでいただきたい。公共工事の事業者がいくら対策に取り組んでいても、隣で実施している民間工事では対策が不要という状況であれば、なぜ自分達だけ取り組まなければならないのかという不満にも繋がるかと思う。まずは公共工事から試行を開始した状態であり、引き続き民間工事への展開も含めて検討を行っているということをきちんと見せることが必要かと思う。残された課題に誰がどのように取り組んでいくのかという点はきちんと示していただきたい。
- 若松（小笠原自然保護官事務所）：吉田座長を始めとした委員の皆様、関係者の皆様、これまで議論いただき改めてお礼申し上げます。母島部会については今年度をもって終了となる予定だが、環境省としては母島部会で扱ってきた議題について、科学的な観点からの助言をいただき、ある程度の枠組みは完成したと考えている。今後は主に行政を中心に議論を進めていくという段階かと思う。本日も意見をいただいたとおりに、実効性の担保を含めまだまだ課題が残っていると感じている。部会の設置当初は、まずは自然が多く住民の意識も高い母島から外来種対策を、として検討を開始したが、検討を進めるほどに普及啓発や事業者の負担等の面で対策実行の難しさにも直面した。ただ、環境省も2年前に母島自然保護官事務所を新たに設置しており、母島での取組は今後加速していきたいと考えている。母島部会としての議論は終了するが、残された課題についてはきちんと他の会議体に引き継ぎ、議論を進めていく予定である。科学委員会でも検討の進捗状況を報告することになるかと思う。部会委員として参加いただいた皆様にも引き続き科学委員会の場で意見をいただければと考えている。
- 伊藤（母島自然保護官事務所）：田巻課長代理からご意見のあったとおりに、母島部会の議論を終



えて課題として残った事項については、きちんと整理する必要があると考えている。検討状況については科学委員会にて報告することになる可能性が高いが、報告の場や内容については改めて検討させていただければと思う。全体として小笠原諸島一律での対策実施は難しい一方で、母島の中での検討を進めると、母島だけではなく小笠原諸島全体として対策を行う必要のある部分も明らかになってきたかと思う。その検討・議論過程の記録としても母島部会の検討経緯と残った課題については、きちんと整理する必要があると感じる。

- 吉田座長：事務局提示の体制案にて、今後検討を行うことで異論ないかと思う。加えて、意見のあった事後モニタリング、課題の整理などについても検討いただきたい。今後も地域連絡会議等の中で議論を進め、科学委員会に検討状況を報告し、必要に応じて助言を求めるといった体制で議論を続けていただければと思う。

## (6) その他

### <資料6及びその他共有事項について報告>

- 森（保全センター）：資料6のとおり、石門ルートに関して一点報告させていただく。令和4年12月に石門ルート内で崩落が発生し、崩落したルートの取扱いや代替ルートの検討については、令和5年6月時点の状況に応じて判断することとしていた。今年度6月に代替ルートの使用を含めて現地検討を行ったが、候補となった代替ルート内に希少種が生育・生息していたことから代替ルートは使用せず、令和6年2月まで通行止めを継続すると結論づけた。通行止めの解除については、来シーズン前に再度検討を行う予定とした。その後、母島自然ガイド運営協議会で協議をした結果、崩落箇所以降については通行止めを継続し、通行止めが継続している間は自主ルールによる入林禁止期間も、暫定的に崩落箇所の手前まで利用できる運用とするという結論となった。石門ルートの通行止めについては、資料p.2に示している案内を石門ルート入口や母島観光協会の受付窓口に掲示して周知を行っている。
- ・続いて資料p.3に記載している小笠原諸島固有森林生態系ボランティアについて情報共有する。以前、内地から参加者を募集して桑の木山の外来種駆除、在来種植栽を実施していた取組で、コロナ禍のため実施を中断していたが、今年度から再開することとなり、現在関東森林管理局において参加者募集を行っている。11月26日から12月1日の間にボランティア活動を実施する予定となっている。
- 若松（小笠原自然保護官事務所）：小笠原国立公園区域内の東台において、2021年8月に自然公園法違反があった。違反行為の内容は、特別保護地区内での木竹及び木竹以外の植物の損傷だった。公園法の違反としては珍しく、違反者が特定され、警視庁が事件化し、昨年、検察が起訴していたが、今年の年明けに有罪が確定し、全国の国立公園では初となる罰金が適用され、違反者2名は罰金を支払うこととなった。環境省でも警視庁から違反者の情報提供を受け、行政指導として文書による嚴重注意処分を行っている。母島では2010年にも乳房山において違反行為があり、環境省が当時、全国で初めて刑事告発するという事例があった。国立公園区域内の規制について周知が不十分な部分があるのではないかと感じており、環境省でも普及啓発を進めていきたいと考えている。母島島内で生活されている方であっても、国立公園内で刈り払い等を実施すると違反行為となり前科が付いてしまうこともある。改めて留意いただければと思い、本日情報共有させていただいた。
- 井上（小笠原村）：9月3日にははじま丸による周遊クルーズの開催を予定していたが、海況不良が予想されるため、9月10日に延期させていただく。今回のクルーズでは、地質学者で科学

委員会委員の海野先生を招聘し、ははじま丸の船内にて母島列島の地形地質について解説していただくとともに、行政関係者等から小笠原の生物や希少種保全に関する取組について紹介する予定としている。日程変更となったが、参加申込者には概ね参加いただける予定であり、参加定員に達する見込みである。

○吉田座長：議題にあったとおり、母島部会は今年度で終了することとなった。これまで母島部会の座長を務めさせていただき、皆様には大変お世話になった。毎年母島に来島するのを楽しみにしており、母島部会が終了となることを寂しく思うが、現在の母島部会の議題については、科学的知見を取り入れる段階は終了し、実際に関わる行政機関や関係団体の方に議論いただく段階にあるかと思う。今後は科学委員として必要に応じて助言を行うことで協力していければと思う。自身は母島部会の前に、新たな外来種の侵入・拡散防止に関するワーキンググループの座長も務めていたが、WGが開催されていた期間、遺産登録後にも関わらず、ツヤオオズアリやアジアベッコウマイマイ等、新たな外来種が3種も母島へ侵入してしまった。今後外来種対策指針を運用していく中で、公共事業の工事事業者からなぜ私たちだけ負担が増えるのかという意見があるかもしれない。工事事業者だけに負担が増えるわけではなく、観光客には靴底洗浄、島民には土付き苗の持ち込み規制や温浴処理、ペット条例等の形で協力いただいている。その中で、建設工事についてはまず公共事業から試行いただき、将来的には民間事業にも展開していく取組として理解いただき、運用を進めていただければと思う。また、これ以上手に負えない外来種が侵入してほしくないという強い思いがある。既に侵入している外来種の島内拡散に対応するだけでも手一杯な中で、新たな外来種が侵入するような事態があってはならない。関係者には負担をかけることになってしまうが、なぜ対策が必要なのかということをご理解いただいた上で協力いただければと思う。5年間、委員の皆様、地元の皆様には、大変お世話になった。改めてお礼申し上げる。

○植竹（関東地方環境事務所）：母島部会において、吉田座長はじめ委員の皆様、関係機関の皆様、地域の皆様には、様々なご議論をいただき、お礼申し上げます。環境省としては、これまでの議論の中で様々な課題がありながらも、ははの湯の取り組みが開始され、外来種対策指針についても基本的な方針が固まり、大きな成果があったと認識している。今後の方針については、若松、伊藤から説明したとおりであるが、これまでの検討事項を実現させていくことが非常に重要と考えている。また、今後も引き続き地元の方々、現場に寄り添って検討を進めていきたいと思う。吉田座長からご発言があったとおり、外来種については一度侵入してしまうと、対策に莫大なコストがかかることになってしまう。特に駆除・防除技術が確立されていない種については、対策を取れないまま被害が拡大していく。母島部会の皆様は、検討当初から新たな外来種侵入に対する強い危機感をお持ちかと思うが、その危機感を地元の皆様にも共有いただき、外来種対策の実現に向けて、できることから着実に進めていきたいと考える。今後については、モニタリング結果等を委員の皆様にも報告させていただき、効果検証も含め必要に応じて相談させていただければと思う。これまで母島部会で貢献いただいた皆様に改めてお礼申し上げます。今後ともご協力の程よろしくお願ひしたい。

以上